

道特別支援金の対象イメージについて

★「道特別支援金」に新たに「道特別支援金C」を設けます

8月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、大変厳しい経営状況となっている全道の幅広い業種の事業者の皆様を対象に、休業・時短等の協力支援金や国の月次支援金の対象とならない方々（前年または前々年同月比30～50%未満減少）に向け、新たに「道特別支援金C」により支援します。

	売上50%以上減少	売上30～50%未満減少
令和2年度 11～3月 の影響	<p>【国の一時支援金】</p> <p>法人上限60万円 個人上限30万円</p> <p>受付終了</p>	<p>国の一時支援金の対象とならない方 (国に申請していない方含む)</p> <p>【道特別支援金A】</p> <p>法人20万円 個人10万円</p> <p>2022年1月31日まで 受付中</p>
令和3年度 4～7月 の影響	<p>【国の月次支援金(4～7月分)】</p> <p>法人上限20万円 個人上限10万円</p> <p>受付終了</p>	<p>【道特別支援金B】</p> <p>法人10万円 個人5万円</p> <p>2022年1月31日まで受付中</p>
令和3年度 8月以降 の影響	<p>【国の月次支援金(8月以降分)】</p> <p>法人上限20万円 個人上限10万円</p> <p>9月分:2021年11月30日まで受付中 10月分:2022年1月7日まで受付中</p>	<p>【道特別支援金C】</p> <p>法人20万円 個人10万円</p> <p>2022年1月31日まで 受付中</p>

※この図は各支援金の対象者をイメージしたもので、各々の対象については要綱等で確認下さい。

※道の特別支援金A・B・Cはそれぞれ併給可能です。

※国の一時支援金と道の特別支援金Aは併給できません。

※国の月次支援金(4～7月分)と道の特別支援金Bは併給できません。

※国の月次支援金(8月以降分)と道の特別支援金Cは併給できません。